

## オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読の上、見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

令和8年6月5日

分任支出負担行為担当官

仙台森林管理署長 上野 真一

### 1 見積合わせに付する事項

- (1) 物 件 名 砕石購入
- (2) 規格及び数量 別紙内訳のとおり
- (3) 納 入 場 所 土場渡し
- (4) 納 入 期 間 令和8年11月27日（金曜日）まで  
(事業期間)

### 2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しないこと。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『物品の販売』、『東北地域』に登録され、公示物件に合致する『営業品目』の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 本公示に記載された資格を有していると認められる上記（3）の証明書類及び委任状がある場合は見積提出の際に併せて提出すること。

### 3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

〒981-0908 宮城県仙台市青葉区東照宮1丁目15-1

仙台森林管理署 総務グループ

電話 022 - 273 - 1111

#### 4 見積書等の提出について

- (1) 電子調達システムを用いて見積合わせを実施しますので、下記日時まで応札して下さい。  
期限 令和8年6月19日(金) 15:00まで 順次開札
- (2) 郵送及び持参による提出の場合は、下記日時までに上記3まで提出してください。
- (3) 郵送による見積書の提出に当たっては、上記4(1)の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「(案件名) 見積書在中」と必ず朱書きしてください。
- (4) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総価を記載してください。また、内訳書を見積書に添付するものとし、内訳書の各項目に金額を記入の上、各項目の金額を合計した金額が見積書の金額と一致するように提出願います。
- (5) 内訳書の様式は任意であるが、1m<sup>3</sup>あたりの単価、及び総額を明らかにしてください。
- (6) 見積書の日付は令和8年6月19日(金曜日)としてください。

#### 5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限以後概ね1~2日(閉庁日除く)中に見積参加者に通知します。
- (2) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約価格とする。

#### 6 見積書の無効について

東北森林管理局随意契約見積心得第4条のとおりです。

#### 7 契約保証金

免除する。

#### 8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

#### 9 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の請書の徴取又は指定の契約書を作成します(契約金額によっては、請書の徴取又は契約書の作成を省略する場

合があります)。

#### 10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、見積り参加者へ再度見積りを依頼し、随意契約の協議を行う事ができるものとします。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局ホームページ

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>

をご覧ください。

